

野田市農業委員会総会会議録（第 11 回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和 6 年 11 月 8 日午後 1 時 30 分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所 2 階中会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について

議案第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括）について

第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 4 号 農地の現況に関する照会について

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

報告第 6 号 農地使用賃借契約の解約通知について

報告第 7 号 競（公）売買受適格証明願について

報告第 8 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第 9 号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主任主事	高梨 将克
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和 6 年第 11 回野田市農業委員会総会を開会します。

(午後 1 時 3 0 分)

議事日程第 1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

1 番 川辺 茂 委員

2 番 山田 賢一 委員 を指名します。

本日の案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 申請番号 1 番についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。申請地は、畑 5 筆で 6,460.49 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由につきましては、譲渡人は、現在の賃貸借が終了するため。

譲受人は、賃貸借が終了する方に替わって営農を引き継ぐことから、新規就農と記載しております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 2 班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は 2 班が担当で、11 月 5 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号 申請番号 1 番、議案第 2 号 申請番号 3 番、4 番については石塚委員、議案第 1 号 申請番号 2 番、議案第 2 号 申請番号 1 番、2 番、5 番については川辺委員が報告しま

す。

それでは、議案第1号 申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号 申請番号1番について報告します。

申請地は畑5筆で、ハウス等が設置され営農されている状況です。

事務局からも説明があったとおり、申請人は新規就農と記載はされていますが、実際には、以前、借りていた方と共同経営されていた経緯があります。

また、今回の申請で1筆だけ985平方メートルの内、837.49平方メートルと記載されていますが、現地を確認したところ、農地法の許可がないまま進入路として利用されている農地があり、そこを省いた申請となっています。

この進入路の部分については今後、事務局から地権者に対して違反指導する方針とのことでした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で144平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 議案第1号 申請番号2番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

事務局からも説明があったとおり、申請人は新規就農と記載がありますが、事務局で聞き取りをしたところ、申請人は以前から近くの農地を借りて家庭菜園を作っていた経緯があり、自宅の隣の小さい農地が売りに出されていることを知って今回申請したとのことでした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で649平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、84平方メートルの筆が、すでに車両置場として利用されていることから、始末書が添付されています。

もう一つの筆は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から5番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で879平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、周囲の山林と一帯利用の計画ですが、その山林の伐採工事がすでに始まっており、伐採された枝葉が置かれていましたが、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と、判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は 田5筆で2,665平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

埋立を伴うことから、環境保全課と並行して協議を進めています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で278平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給水管を公共上水道管へ接続し、排水は敷地内に合併浄化槽を設置するものです。

雨水は雨水浸透施設を設置し敷地内処理となります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック塀を設置する計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

4ページ、5ページをご覧ください。

申請地は、畑16筆で15,773平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

川辺委員 申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿中央バスターミナルから、おおむね 1 k m 以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作されているところと、雑草が生い茂っているところがあり、基本的には保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周を安全鋼板やネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成7年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和30年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

野田市長より令和6年10月23日付けで、令和6年度第7次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、おおむね5年から10年の使用貸借権及び賃借権設定が畑1筆で495平方メートル、田1筆で2,826平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「農用地利用集積計画 一括 について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 10 月 23 日付けで、令和 6 年度第 7 次農用地利用集積計画一括について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

10 ページをご覧ください。

10 年の賃借権設定が田 3 筆で 5,989 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 9 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 9 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 5 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、8 件受理しております。

次に 6 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5 件受理しております。

次に 8 ページから 10 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第4号 農地の現況に関する照会について、2件提出がありました。

現地については、9月18日に斉藤会長、遠藤委員、針ヶ谷推進委員、江村推進委員と一緒に、農地であることを確認しております。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、1件提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について、2件提出がありました。

次に14ページから16ページをご覧ください。

報告第7号 競売・公売買受適格証明願について、9件提出がありました。

次に17ページをご覧ください。

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件提出がありました。

現地については、1番が9月18日に、2番が9月2日に、両日とも中島推進委員と一緒に確認しております。

次に18ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出について、1件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。